

2022年2月10日

大塚製薬 エクオール含有食品に関し保有する特許権に係る訴訟判決(勝訴)について

大塚製薬株式会社(本社:東京都、代表取締役社長:井上 眞、以下「大塚製薬」)は、株式会社ダイセル(以下、「ダイセル社」)と株式会社アドバンスト・メディカル・ケア(以下、「AMC 社」)に対して提起しております特許権侵害訴訟において、勝訴の判決を得ましたのでお知らせいたします。

当社がエクオール含有食品に関し保有する特許権(登録第 6275313 号、発明の名称:エクオール含有抽出物及びその製造方法、エクオール抽出方法、並びにエクオールを含む食品)(以下、「本特許権」といいます。)について、ダイセル社による「フラボセル EQ-5」の製造販売行為及び AMC 社の製品である「エクオール+ラクトビオン酸」のうち「フラボセル EQ-5」を原料に用いたものの製造販売行為が侵害しているとして特許侵害訴訟^{*1}を提起しておりました。

2022年2月9日、知的財産高等裁判所は、当社の主張を認め、差止請求認容判決を言い渡しました。

本件では、第一審である東京地方裁判所において当社の請求を棄却する判決が2020年9月17日になされておりましたが、今回、控訴審である知的財産高等裁判所によって第一審判決が覆され、当社有利の判断がなされたものです。

このたびの判決により、ダイセル社は「フラボセル EQ-5」の製造販売行為が禁じられ、AMC 社は、「エクオール+ラクトビオン酸」のうち「フラボセル EQ-5」を原料に用いたものの製造販売行為が禁じられることとなります。

当社は、引き続き当該技術分野の発明の保護のため、厳正な対処を続けるとともに、高い品質・安全性と科学的根拠に基づいた製品や情報の提供を行い、皆様の健康をサポートしてまいります。

* 1	裁判所	知的財産高等裁判所
	事件番号	令和2年(ネ)第10059号
	事件名	特許権侵害差止請求控訴事件
	控訴人(一審原告)	大塚製薬株式会社
	被控訴人(一審被告)	株式会社ダイセル
	被控訴人(一審被告)	株式会社アドバンスト・メディカル・ケア

【大塚製薬のエクオール含有食品】

大豆イソフラボンを乳酸菌で発酵させた世界初*2のエクオール含有食品として、2014年4月に発売した「エクエル」は、40代以降の女性ための基礎サプリメントとして健康と美容をサポートしています。また女性のライフステージに寄り添う「エクエルジュレ」、「トコエル」にもエクオールを含有し、幅広い年代の女性に寄りそう「エルシリーズ」として展開しています。

参考：<https://www.otsuka.co.jp/eql/tab/equol/about.html>

参考：<https://www.otsuka.co.jp/eql/>

*2 大塚製薬調べ